

新潟市湿地プロジェクト補助金募集要領（手引き） 【令和6年度 後期】

里潟の保全・再生、利活用、交流・学習など湿地におけるさまざまな市民活動を支援し、その活動成果を広く情報発信してもらうことで、ラムサール条約の湿地自治体認証を受けた新潟市を市内外に広くPRし、「国際湿地都市NIIGATA」の確立を目指します。

1. 募集事業の概要

たとえば、こんなことができます。下記の例に限らず、さまざまな提案をしてください。

2. 湿地の利活用（ワズユース）

- ・水辺での地域イベント
- ・水上でのアクティビティ体験会
- ・水辺のウォーキングイベント
- ・生態系被害防止外来種の試食会
- ・刈ったヨシ等の有効活用

3. 湿地の交流・学習

- ・勉強会の開催
- ・調査・研究とその発表
- ・生き物観察会
- ・本・冊子の作成

1. 湿地の保全・再生

- ・ゴミひろいなどの環境美化活動
- ・草刈り／ヨシ刈り、ドロさらい
- ・ホタルやトンボの生息環境づくり
- ・生態系被害防止外来種※の駆除
(※ウシガエル、アメリカザリガニ等)

●活動成果の情報発信

実施した1～3の活動について、広く情報発信※をしてください。
(※「5. 手続き・活動の流れ」参照)

2. 補助対象となる活動および団体

新潟市内の^{※1}湿地において^{※2}活動を行う^{※3}団体とします。

※1 湿地とは	・ラムサール条約で定義する湿地を指します。潟などの湖沼のほか、河川や水田なども含まれます。(右図)
※2 活動とは	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地において「保全・再生」、「利活用」又は「交流・学習」に資する活動を行い、その活動成果を情報発信するものを指します。 ・以下の活動は、対象となりません。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 営利を主たる目的とする活動 2) 集客イベントで、特定の者だけを参加対象とするもの ・以前から継続実施している活動の場合、この補助金の活用によって活動内容に追加や変更があるものが対象となります。
※3 団体とは	<ul style="list-style-type: none"> ・営利、非営利を問いません。 ・個人の場合は5人以上のグループとします。

～ 湿地の例 ～



干潟・海域(水深6m以内)

(出展：環境省パンフレット「ラムサール条約」)

3. 補助金額 【令和6年度後期分予算：250万円】

補助金の額は、補助対象経費（税抜き）に以下の補助率をかけて算出した金額となります。
申請内容の審査により、事業費の見直しをお願いする場合、または交付されない場合があります。

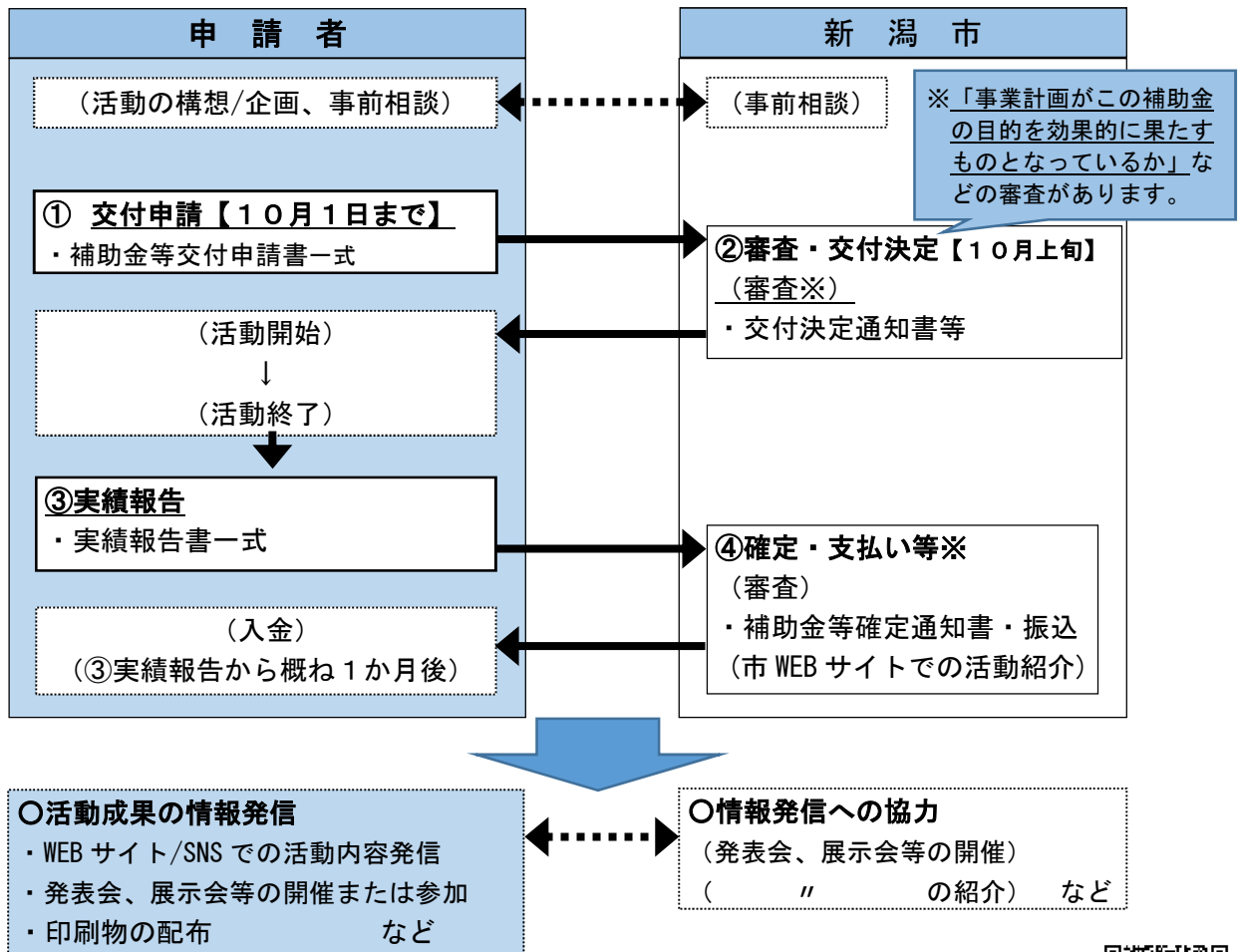
補助限度額	補助率
50万円	事業費25万円以内の部分：1/1 " を超える部分：1/2

例
事業費25万円の場合：補助金25万円
事業費40万円の場合：補助金32万5千円 { 25万円×1/1 + (40万円-25万円)×1/2 }

4. 申請受付期間 【令和6年度後期】

申請受付期間	令和6年9月2日(月) から 10月1日(火)
対象となる事業期間	令和7年3月31日(月)までに実施するもの

5. 手続き・活動の流れ



【詳細はこちら】

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/ramsar_wetlandcity/wetland_pj_2024-1.html



6. お問い合わせ・提出先

新潟市環境部環境政策課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
電話 025-226-1359
E-mail kansei@city.niigata.lg.jp

新潟市 潟のデジタル博物館
NIIGATA CITY WETLAND DIGITAL MUSEUM
<https://www.niigata-satokata.com/>

